

改正基本法に基づく、 初の食料・農業・農村基本計画の策定について

入 山 優

1. はじめに

令和7年4月11日に、新たな食料・農業・農村基本計画（以下「新たな基本計画」という。）が閣議決定されました。これは、昨年に改正された食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）に基づく、初めての基本計画となります。

本稿においては、新たな基本計画策定に係る経過、新たな基本計画のポイントについて御紹介いたします。

2. 新たな基本計画策定に係る経過

今般の新たな基本計画は、従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証・評価、今後20年程度を見据えた課題の整理を行い改正した基本法に基づくものです。

その策定に当たっては、令和6年8月29日に、農林水産大臣から「食料・農業・農村政策審議会」に諮問されました。以降、同審議会企画部会において、計12回にわたり審議が行われました。また、幅広く御意見を伺うため、令和7年2月には、全国11か所で地方意見交換会を実施するとともに、ウェブサイト等で国民の皆様からの御意見・御要望を募集しました。これらを踏まえて、新たな基本計画案が、同年3月27日に同審議会会長から農林水産大臣に答申されました（表-1）。

また、第217回国会（通常会）においても、衆議院農林水産委員会において6時間、参議院農林水産委員会で4時間の審議が行われ、3月25日にはそれぞれの委員会において決議がなされました（表-2）。

こうした議論を積み重ね、4月11日に閣議決定されました。

3. 新たな基本計画のポイント

新たな基本計画は、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化等の中にあっても、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、その計画期間を5年間としています。

また、これまでの「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」や「食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」等に加え、改正基本法に基づき、新たに「食料安全保障の動向に関する事項」（法第17条第2項第2号）、「食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標」（法第17条第2項第3号）を位置付けています。

目標については、毎年その達成状況を調査・公表（法第17条第7項）することとし、あわせて、施策の有効性を示すKPIを設定し、計画期間中にも検証をしっかりと行うことを通じて、PDCAサイクルによる施策の不断の見直しを行うこととしています。

新たな基本計画では、計画の実効性を確保するため、2030年度の目標を約30項目、施策の有効性を示すKPIを約80項目設定しています（図-1（構成））。

（1）主な目標

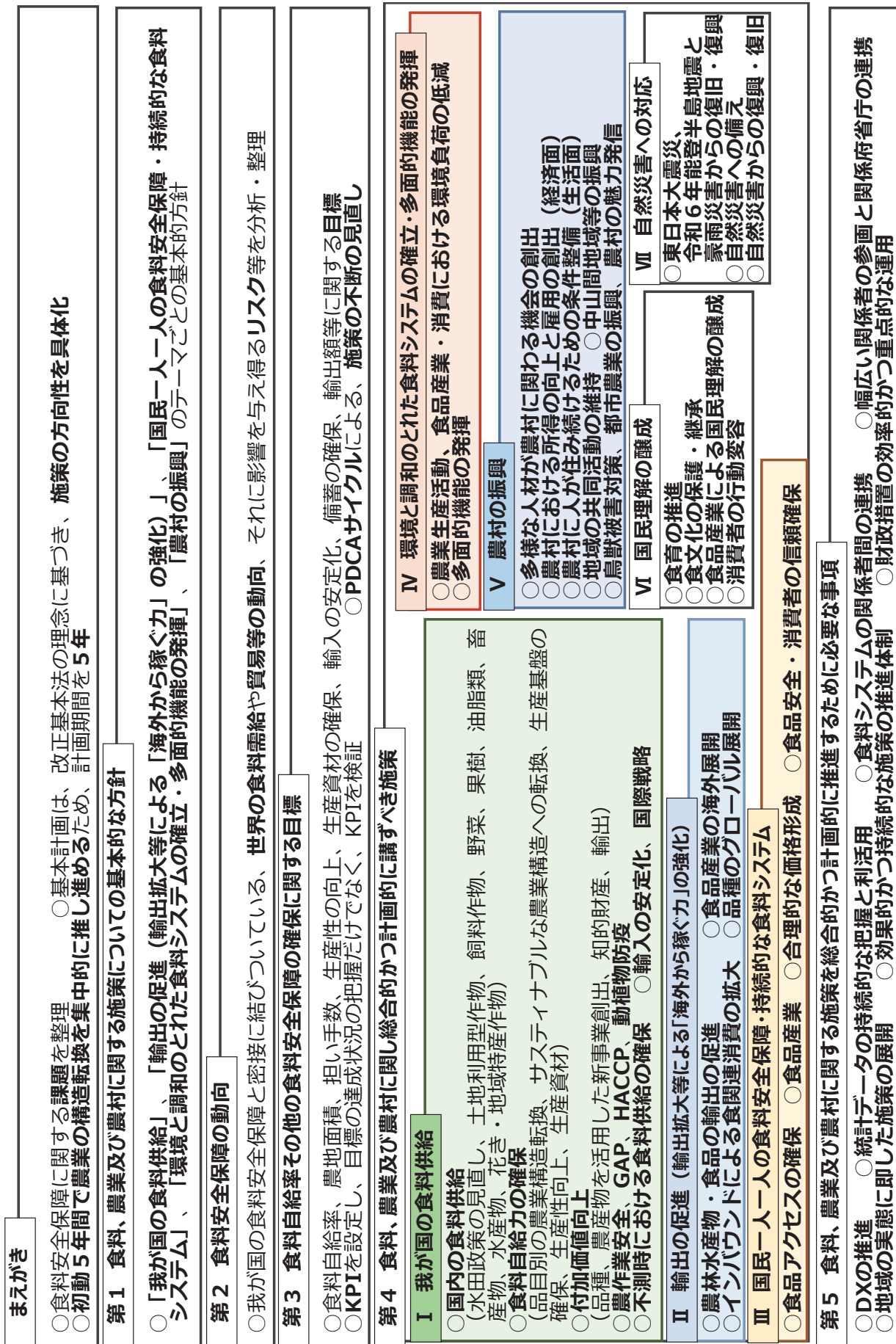
食料安全保障の確保のための食料の安定的な供給は、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、安定的な輸入と備蓄の確保を図ることにより行うこととしており、国内の農業生産増大に関して、「供給熱量ベースの食料自給率」を45%に、一人当たりの必要な摂取熱量に対してどの程度国内生産が確保されているかを示す「摂取熱量ベース食料自給率」を53%とする

表－１ 食料・農業・農村政策審議会 審議経過

令和 6 年	令和 7 年
8 月 29 日 ○ 第 1 回（第 46 回本審議会、第 108 回企画部会 合同会議） 諮問、我が国の食料安全保障をめぐる情勢、今後の審議の進め方	1 月 22 日 ○ 第 8 回（第 116 回企画部会） 食料・農業・農村基本計画骨子（案）
10 月 2 日 ○ 第 2 回（第 110 回企画部会） 国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム	2 月 5 日 ○ 第 9 回（第 117 回企画部会） 食料・農業・農村基本計画骨子（案）
10 月 16 日 ○ 第 3 回（第 111 回企画部会） 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興	2 月 7 日～ 2 月 21 日 ○ ウェブサイト等による意見募集
11 月 6 日 ○ 第 4 回（第 112 回企画部会） 我が国の食料供給（農地、人、技術）	2 月 17 日～ 2 月 21 日 ○ 地方意見交換会 （全国 11 ブロック：北海道（札幌）、北海道（帯広）、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）
11 月 20 日 ○ 第 5 回（第 113 回企画部会） 我が国の食料供給（品目、動植物防疫）	3 月 14 日 ○ 第 10 回（第 118 回企画部会） 食料・農業・農村基本計画（案）
12 月 4 日 ○ 第 6 回（第 114 回企画部会） 我が国の食料供給（生産資材の供給、輸入の安定化）、輸出の促進（海外からの収益の拡大）、国際戦略、分野横断的事項（国民理解の醸成、団体間の相互連携等、DX の推進）	3 月 21 日 ○ 第 11 回（第 119 回企画部会） 食料・農業・農村基本計画（案）
12 月 18 日 ○ 第 7 回（第 115 回企画部会） これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理	3 月 27 日 ○ 第 12 回（第 47 回本審議会、第 120 回企画部会 合同会議） 答申

表－２ 第 217 回国会（通常会）審議経過

令和 7 年
3 月 19 日 ○ 衆議院 農林水産委員会 農林水産関係の基本施策に関する件 ・ 質疑（3 時間）
3 月 24 日 ○ 参議院 農林水産委員会 農林水産に関する調査（食料・農業・農村基本計画に関する件） ・ 質疑（3 時間 10 分）
3 月 25 日 ○ 衆議院 農林水産委員会 農林水産関係の基本施策に関する件 ・ 質疑（3 時間） ・ 決議（新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する件） ○ 参議院 農林水産委員会 農林水産に関する調査（食料・農業・農村基本計画に関する件） ・ 質疑（50 分） ・ 決議（新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進に関する決議）
4 月 11 日 ○ 国会報告
4 月 15 日 ○ 参議院 農林水産委員会 農林水産に関する調査（食料・農業・農村基本計画に関する件） ・ 説明聴取 ・ 質疑（3 時間）
4 月 16 日 ○ 衆議院 農林水産委員会 農林水産関係の基本施策に関する件 ・ 説明聴取 ・ 質疑（4 時間）



図ー1 新たな食料・農業・農村基本計画の構成

こと等を目標として設定しています。また、国内の農業生産に必要な食料自給力の確保に向け、農地の確保、サステイナブルな農業構造の確立のための担い手数の確保、生産性の向上（労働生産性・土地生産性）、生産資材（肥料、農薬、種苗、飼料）の確保に関する目標を設定しています。これに加え、輸入の安定化や食料の備蓄の確保等を目標として設定しています。

輸出の促進に関して、農林水産物・食品の輸出額目標を5兆円とするとともに、食品産業の海外展開による収益額、インバウンドによる食関連消費額を目標として設定しています。

国民一人一人の食料安全保障の確保・持続的な食料システムに関して、食料システムの持続性の確保や食品アクセスの確保等を目標として設定しています。

環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮に関して、温室効果ガス削減量、生物多様性の保全、農山漁村における循環型社会形成、食品産業の環境負荷低減、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を目標として設定しています。

農村の振興に関して、地域の共同活動の促進による農業生産活動の継続、農村関係人口の拡大が見られた市町村数、農村地域において創出された付加価値額、農村関係人口の拡大の取組が移住・定住につながった事例のある市町村数、中山間地域等の振興、鳥獣被害の防止を目標として設定しています（図－2（主な目標・KPI））。

（2）具体的な施策

①我が国の食料供給

我が国においては、農地が現在の人口1.2億人分の需要全体を賄うために必要な面積の1/3程度しかなく、更に農業者の急速な減少や高齢化が見込まれます。そうした中でも、農地、人や生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術の開発・普及とが効率的に組み合わせられた農業構造へ転換して生産性を向上させることにより、食料自給力を確保します。また、生産性向上と付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得向上を図ることにより、農業の持続的発展を図ります。くわえて、食料の安定的な輸入の確保、備蓄の確保を

図ります。

具体的には、まず、水田政策について、令和9年度から根本的に見直すこととし、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することを位置付けました。くわえて、コメ輸出の更なる拡大に向けて、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進します。

また、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づき担い手への農地の集積・集約化を推進します。

さらに、サステイナブルな農業構造を実現するため、親元就農や雇用就農の促進により、担い手を確保します。

生産コストの低減を図るため、農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進します。

くわえて、生産資材の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用の拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子の自給、国産飼料への転換を推進します。

②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）

国内の人口減少に伴う食料需要の減少が見込まれる中、国内への食料供給に加え、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進等により海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保します。

具体的には、輸出拡大等により、海外から稼ぐ力を強化するため、マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進します。

また、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮を図ります。



図一 2 新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI (1)

○ 我が国の食料供給	目標 食料自給率 摂取ベース：45%→53%
○ 輸出の促進	国際基準準拠：38%→45%
○ 環境と調和のとれた食料システムの確立等	目標 農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円→5兆円 （米輸出4.6万トン→35万トン）
○ 農村の振興	目標 温室効果ガスの削減量 808万トン-CO_2→1,176万トン-CO_2 （2013年度比）
	目標 農村関係人口の拡大が見られた市町村数 356→630市町村

食料自給力の確保 農地・人	○ 食料生産の基盤である農地の維持のため、 農地総量の確保 を図るとともに、 担い手への農地集積率の向上 を図る。 ○ サステイナブルな農業構造の構築 のため、 49歳以下の担い手の確保 を図る。	目標 農地面積：427万ha→412万ha [KPI 担い手への農地集積率：60.4%→7割] 目標 49歳以下の担い手※1数：現在の水準※2を維持（※2 2023年：4.8万） （参考）担い手※1のうち49歳以下のシェア：26% [KPI 農業分野の生産年齢人口のうち49歳以下のシェア：54%→全産業並※3に引き上げ] ^{（※3 2024年：64%）}
	○ 担い手の生産性の向上 のため、 米の生産コストの低減 を図る。 この実現に向け、 ① 大区画化等による担い手の労働費の削減 ② サービス事業者を通じた機械の共同利用 による 低コストでのスマート農業技術の活用 ③ 米の単収の向上 とともに、 これに資する多収化や高温耐性等品種の育成 に取り組む。 これらにより、 米輸出 について、 低コスト産地を育成 する。	目標 15ha以上の経営体の米生産コスト※4：11,350円/60kg→9,500円/60kg [KPI 全経営体の米生産コスト※4：15,944円/60kg→13,000円/60kg] [KPI 水稻作付面積15ha以上の経営体の面積シェア：3割→5割] [KPI 基盤整備実施地区における担い手の米生産コストの労働費：6割減（現状比）] [KPI サービス事業者数：5,701→7,900経営体] [KPI スマート農業技術を活用した農地面積の割合：20%→50%] [KPI 米の単収：主食用533kg/10a→555kg/10a（4%増） 新市場開拓用548kg/10a→628kg/10a（15%増） （KPI 多収化や高温耐性等に資する品種の育成：35品種） [米の大規模輸出に取り組み輸出産地数※5：6産地→30産地 （これら30産地からの輸出が、米輸出全体の過半以上を占める姿を実現）] [KPI 小麦の生産コスト※4：（田）10,400円/60kg→9,300円/60kg （畑）7,700円/60kg→6,200円/60kg] [KPI 小麦の単収：472kg/10a→537kg/10a（14%増）] [KPI 大豆の生産コスト※4：（田）22,800円/60kg→18,000円/60kg （畑）16,700円/60kg→14,600円/60kg] [KPI 大豆の単収：169kg/10a→223kg/10a（32%増）]

米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、畜産物、甘味資源作物等についても同様に、単収向上※6等のKPIを設定

・ **目標と施策の有効性を示すKPIを設定し、毎年その達成状況を調査・公表**するとともに、食料・農業・農村政策審議会に諮り、**客観性・透明性をもって政策評価**を行い、PDCAサイクルによる**施策の見直し**を実施。

※4 基準年（2023年）の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏まえて検証
※5 年間輸出量が1,000トン以上の産地
※6 畜産物は、品目ごとの生産量と飼養頭羽数をKPIに設定し、1頭（羽）当たり生産量についても把握

図－2 新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI（2）

③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム

国民一人一人の食料安全保障を確保するには、国として食料の総量を確保するだけでなく、食料を生産・加工し、消費者まで送り届ける必要があり、食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携した「持続的な食料システム」を構築します。また、物理的アクセスや経済的アクセスの問題に対応した平時からの食品アクセスに加え、食料供給が不足するなどの不測時の食品アクセスを確保します。

具体的には、食料システムの関係者の連携を通じた、食品等の持続的な供給のための取組の促進等による食品産業の持続的発展を図るとともに、コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成を推進します。

食品アクセスの確保に関しては、ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を行います。

④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

食料システムを持続可能なものとするために、食料供給の各段階において環境に与える負の側面にも着目し、環境負荷の低減を図ります。また、多面的機能について、環境への負荷低減を図りつつ、適切かつ十分に発揮します。

具体的には、GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどり GX 推進プラン」の策定、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じた環境負荷低減の取組、バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進します。また、多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制強化により、農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進します。

⑤農村の振興

農村人口の減少下においても、地域社会が維持さ

れ、農村の有する食料供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤の整備・保全や共同活動の促進、農村と関わりを持つ者の増加に資する所得向上や雇用創出を図る経済面の取組、生活利便性を確保する生活面の取組等を推進します。

具体的には、総合的な農村振興のため、「地方みらい共創戦略」を策定し、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出します。

農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出するとともに、移動手段の確保等、生活インフラ等の確保に取り組みます。

また、きめ細やかな中山間地域等の振興のため、農村 RMO の立上げ等による集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特徴を活かした農業で稼ぐための取組を支援します。

⑥国民理解の醸成

食料の持続的な供給を確保するためには、消費者、国民が、生産などの実態を理解し、日々の購買行動によって、支えることが重要です。食育の推進、食文化の保護・継承等を通じて、食料・農業・農村に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげます。

⑦自然災害への対応

東日本大震災、令和 6 年能登半島地震や豪雨災害からの復旧・復興等に向けた取組を引き続き推進します。また、自然災害が激甚化・頻発化する中、自然災害への備えとして、初動対応の迅速化を含む災害対応の体制強化や、防災・減災対策等に取り組みます。

また、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料システム全体の生産性向上に向けた DX の推進、デジタル化による行政手続の効率化や食料システムの関係者間の連携、地方公共団体や団体等の幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進等を位置付けています（図－3（ポイント））。

○従来の基本法に基づき政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法を改正（令和6年6月5日施行）。
○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。



図-3 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

4. 終わりに

新たな基本計画において、農業水利施設の戦略的な保全のための施策として、老朽施設の機能診断における ICT やロボット技術の活用、更新に際しての施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のための ICT 導入等を位置付けております。

これらの施策の推進に当たっては、技術の開発・普及が重要でありますので、引き続き関係者の皆様の御理解とお力添えを賜りますよう、お願いいたします。

新たな基本計画の本文等は、以下の QR コードから御覧いただけますので、まずは一度、読んで頂ければ幸いです。



https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/
食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日 閣議決定）（PDF：5,515KB）